

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年12月6日(2024.12.6)

【公開番号】特開2023-77821(P2023-77821A)

【公開日】令和5年6月6日(2023.6.6)

【年通号数】公開公報(特許)2023-104

【出願番号】特願2021-191287(P2021-191287)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和6年11月28日(2024.11.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を制御可能な遊技制御手段と、

画像を表示可能な表示手段と、

発光可能な発光手段と、

音を出力可能な音出力手段と、

遊技機の裏側に設けられていて電源の投入又は電源の遮断を行うことが可能な電源操作部と、を備える遊技機において、

前記遊技制御手段は、

所定の判定処理での判定に基づいて、有利遊技状態に制御可能であり、

遊技者に付与される賞球数に基づく特定計測数を計測可能であり、

前記有利遊技状態に制御されているときに前記特定計測数が予め定められた基準数以上であって当該有利遊技状態が終了すると、遊技を実行不能に制御可能であり、

前記表示手段は、

前記特定計測数が前記基準数以上であることにに基づいて遊技が実行不能に制御されると、遊技が実行不能に制御されたことを示す遊技不能画像を表示して、電源が遮断されるまで前記遊技不能画像の表示を継続可能であり、

前記発光手段は、

前記特定計測数が前記基準数以上であることにに基づいて遊技が実行不能に制御されると、遊技が実行不能に制御されたことを示す特定発光様式で発光して、電源が遮断されるまで前記特定発光様式での発光を継続可能であり、

前記音出力手段は、

前記特定計測数が前記基準数以上であることにに基づいて遊技が実行不能に制御されると、遊技が実行不能に制御されたことを示す特殊音声を出力可能であることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

40

50

【0005】

ところで、遊技機では、遊技者が継続した遊技によって、過剰な賞球を獲得することができます。この場合、遊技機が遊技者に対して過剰な賞球を付与しないようにすることはなかった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は上記事情に鑑みてなされたものである。すなわち、その課題とするところは、遊技者に過剰な賞球を付与しない遊技機を提供することにある。

本発明の遊技機は、
遊技を制御可能な遊技制御手段と、
画像を表示可能な表示手段と、
発光可能な発光手段と、
音を出力可能な音出力手段と、
遊技機の裏側に設けられていて電源の投入又は電源の遮断を行うことが可能な電源操作部と、を備える遊技機において、
前記遊技制御手段は、

所定の判定処理での判定に基づいて、有利遊技状態に制御可能であり、
遊技者に付与される賞球数に基づく特定計測数を計測可能であり、
前記有利遊技状態に制御されているときに前記特定計測数が予め定められた基準数以上であって当該有利遊技状態が終了すると、遊技を実行不能に制御可能であり、
前記表示手段は、
前記特定計測数が前記基準数以上であることにに基づいて遊技が実行不能に制御されると、
遊技が実行不能に制御されたことを示す遊技不能画像を表示して、電源が遮断されるまで前記遊技不能画像の表示を継続可能であり、
前記発光手段は、

前記特定計測数が前記基準数以上であることにに基づいて遊技が実行不能に制御されると、
遊技が実行不能に制御されたことを示す特定発光様式で発光して、電源が遮断されるまで前記特定発光様式での発光を継続可能であり、
前記音出力手段は、
前記特定計測数が前記基準数以上であることにに基づいて遊技が実行不能に制御されると、
遊技が実行不能に制御されたことを示す特殊音声を出力可能であることを特徴とする遊技機である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明によれば、遊技者に過剰な賞球を付与しない遊技機を提供することが可能となる。

10

20

30

40

50